

省エネ適合性判定 料金表

1. 判定料金（住宅以外）

（税込み金額、単位：円）

建築物 の用途	評価対象面積（㎡）	単独申請		確認との併願申請	
		標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法
A種	300未満	220,000	$93,500 \times N$	209,000	$82,500 \times N$
	300～ 1,000未満	275,000	$104,500 \times N$	264,000	$93,500 \times N$
	1,000～ 2,000未満	330,000	$129,800 \times N$	308,000	$121,000 \times N$
	2,000～ 5,000未満	467,500	$198,000 \times N$	440,000	$187,000 \times N$
	5,000～10,000未満	576,400	$275,000 \times N$	550,000	$253,000 \times N$
	10,000～	680,900	$330,000 \times N$	660,000	$308,000 \times N$
B種	300未満	176,000	$75,900 \times N$	154,000	$69,300 \times N$
	300～ 1,000未満	220,000	$78,100 \times N$	198,000	$71,500 \times N$
	1,000～ 2,000未満	275,000	$106,700 \times N$	242,000	$96,800 \times N$
	2,000～ 5,000未満	352,000	$169,400 \times N$	330,000	$154,000 \times N$
	5,000～10,000未満	440,000	$220,000 \times N$	396,000	$198,000 \times N$
	10,000～	550,000	$275,000 \times N$	495,000	$253,000 \times N$
C種	300未満	110,000	34,100	99,000	33,000
	300～ 1,000未満	110,000	34,100	99,000	33,000
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500	165,000	66,000
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700	187,000	77,000
	5,000～10,000未満	275,000	121,000	253,000	110,000
	10,000～	330,000	146,300	308,000	132,000

(1) 建築物の用途欄のA種、B種及びC種は次のとおり区分し、その用途は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途をいいます。

A種：ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

B種：事務所棟、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（A種に掲げる用途を除く。）

C種：工場等これらを含む複合用途（A種又はB種に掲げる用途を除く。）

(2) モデル建築法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とします。

ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4

(3) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。

- (4) 住宅との複合建築物の判定料金は、非住宅の部分の床面積による上記料金と、「2住宅の判定料金」による住宅部分の料金との合計とします。
- (5) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとします。
- (6) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。
- (7) モデル建築物法（小規模版）を利用した場合、モデル建築物法の手数料から10,000円を控除した手数料とします。

2. 住宅の判定料金

(税込み金額、単位：円)

		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
戸建て住宅		22,000 (20,000)	33,000 (29,000)	42,000 (38,000)
共同住宅等	300㎡未満	33,000 (29,000)	33,000(29,000)+4,000×住戸数	55,000(49,000)+4,000×住戸数
	300～1,000㎡未満	55,000 (49,000)	55,000(49,000)+4,000×住戸数	77,000(69,000)+4,000×住戸数
	1,000㎡超	99,000 (89,000)	99,000(89,000)+4,000×住戸数	126,000(113,000)+4,000×住戸数

※ () 内は確認と併願申請した場合の料金です。

3. 計画変更判定料金

- (1) 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積を基準に判定料金を算定します。なお、計算方法が変更（モデル建築法から標準入力法への変更又はその逆）の場合は、新規申請として判定料金を算定します。
- (2) 軽微変更該当証明の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1とします。